

# ○茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則

平成14年3月7日  
公安委員会規則第5号

[沿革] 平成16年10月公安委員会規則第8号、17年1月第1号、7月第10号、12月第14号、20年1月第1号、21年6月第10号、24年7月第9号、31年4月第4号、令和元年8月第3号、3年2月第2号、5年1月第1号改正

茨城県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則（平成8年茨城県公安委員会規則第4号）の全部を改正する。

茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則

## （趣旨）

第1条 この規則は、茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## （届出の一般的手続）

第2条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に届出書を提出する場合においては、正副2通の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出書の提出は、当該届出書に係る自動販売機の設置場所又は販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。
- 3 同時に2以上の自動販売機又は販売所について次のいずれかの届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの自動販売機又は販売所のうちいずれか1の自動販売機の設置場所又は販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りるものとする。
  - (1) 第5条第1項の自動販売機による利用カード等の販売の廃止届出書
  - (2) 第5条第2項の自動販売機による利用カード等の販売届出事項の変更届出書のうち、条例第5条第1項第1号に掲げる事項又は第8条第1号若しくは第2号に掲げる事項の変更に係るもの
  - (3) 第9条第1項の利用カード等の販売の廃止届出書
  - (4) 第9条第2項の利用カード等の販売業の届出事項の変更届出書のうち、条例第6条第1項第1号に掲げる事項又は第8条第1号若しくは第2号に掲げる事項の変更に係るもの
- 4 前項の規定により2以上の自動販売機若しくは販売所のうちいずれか1の自動販売機の設置場所若しくは販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して同項第2号若しくは第4号の届出書を提出する場合又は1の警察署の管轄区域内にある2以上の自動販売機若しくは販売所について同時に次条第1項若しくは第7条第1項の届出書を提出する場合において、これらの届出書に添付しなければならないこととされている書類のうち同一の内容

となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部をこれらの届出書のいずれか1通に添付するものとする。

(自動販売機による利用カード等の販売業の届出)

第3条 条例第5条第1項の規定による届出は、自動販売機による利用カード等の販売届出書（別記様式第1号）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 届出者が個人である場合には、その住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）
- (2) 届出者が法人である場合には、その定款、登記簿の謄本及び代表者に係る前号に掲げる書類
- (3) 自動販売機の設置場所の周囲の略図
- (4) 自動販売機の設置場所の平面図

(自動販売機による利用カード等の販売業の届出事項)

第4条 条例第5条第1項第6号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人である場合には、その住所の電話番号
- (2) 法人である場合には、その主たる事務所の電話番号
- (3) 自動販売機設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(自動販売機による利用カード等の販売業の廃止又は変更の届出)

第5条 条例第5条第2項の規定による自動販売機による利用カード等の販売を廃止したときの届出は、自動販売機による利用カード等の販売の廃止届出書（別記様式第2号）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第5条第2項の規定による届出事項に変更があったときの届出は、自動販売機による利用カード等の販売届出事項の変更届出書（別記様式第3号）を提出して行わなければならない。
- 3 前項の届出書には、第3条第2項第1号及び第2号に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(自動販売機への表示等)

第6条 条例第5条第3項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動販売機の設置場所
  - (2) 自動販売機により利用カード等を販売する者への連絡先
- 2 条例第5条第3項の規定による自動販売機への表示は、別記様式第7号により行うものとする。
- 3 条例第5条第3項の公安委員会規則で定める青少年が利用カード等を購入することのないようにするための措置は、利用カード等を購入しようとする者の年齢の確認を行うこととする。

(販売所による利用カード等の販売業の届出)

第7条 条例第6条第1項の規定による届出は、利用カード等の販売届出書（別記様式第4号）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 届出者が個人である場合には、その住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）
- (2) 届出者が法人である場合には、その定款、登記簿の謄本及び代表者に係る前号に掲げる書類
- (3) 販売所の周囲の略図
- (4) 販売所の平面図

(販売所による利用カード等の販売業の届出事項)

第8条 条例第6条第1項第6号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人である場合には、その住所の電話番号
- (2) 法人である場合には、その主たる事務所の電話番号
- (3) 販売所の設置場所の提供者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(販売所による利用カード等の販売業の廃止又は変更の届出)

第9条 条例第6条第2項の規定による利用カード等の販売業を廃止したときの届出は、利用カード等の販売の廃止届出書（別記様式第5号）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第6条第2項の規定による届出事項に変更があったときの届出は、利用カード等の販売業届出事項の変更届出書（別記様式第6号）を提出して行わなければならない。
- 3 前項の届出書には、第7条第2項第1号及び第2号に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(販売所への表示等)

第10条 第6条第3項の公安委員会規則で定める事項は、販売所の所在地とする。

- 2 条例第6条第3項の規定による販売所への表示は、別記様式第8号により行うものとする。
- 3 条例第6条第3項の公安委員会規則で定める青少年が利用カード等を購入することのないようとするための措置は、利用カード等の購入をしようとする者の年齢の確認を行うこととする。

(条例第7条第1項第1号アの公安委員会規則で定める施設)

第11条 条例第7条第1項第1号アの公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条第1項に規定する各種学校
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないものを除く。）
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 鉄道の駅舎（旅客の乗降の用に供するものに限る。）
- (8) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
- (9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項又は第2項の規定により設置された職業能力開発校のうち青少年を入学させるもの
- (10) 別表に掲げる施設

（条例第7条第1項第1号イの公安委員会規則で定める地域）

第12条 条例第7条第1項第1号イの公安委員会規則で定める地域は、商業地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）以外の地域とする。

（条例第7条第1項第1号ウの公安委員会規則で定める地域）

第13条 条例第7条第1項第1号ウの公安委員会規則で定める地域は、商業地域以外の地域とする。

（利用カード等を購入できない旨等を明らかにする方法）

第14条 条例第7条第3項の規定により青少年が利用カード等を購入し、及びテレホンクラブ営業を利用することができない旨を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあっては利用カード等を購入し、及びテレホンクラブ営業を利用することができない旨の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあっては利用カード等を購入し、及びテレホンクラブ営業を利用することができない旨を公衆のわかりやすいように音声により告げることとする。

（条例第11条の公安委員会規則で定める重大な不正行為）

第15条 条例第11条の公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 刑法（（明治40年法律第45号）第136条（販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第137条（販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条から第179条まで、第181条、第185条から第187条まで、第224条、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第227条第1項（第224条又は第225条の罪を犯した者をほう助する目的に係る部分に限る。）若しくは第3項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪のいずれかに当たる違法な行為
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項、第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第2項の規定により適用される場合を含む。）又は第62条第2項（福祉に有害な場所における業務に係る部分に限るものとし、

労働者派遣法第44条第2項の規定により適用される場合を含む。) の規定のいずれかに違反する行為

- (3) 児童福祉法第34条第1項第5号、第6号、第7号 (同項第5号又は第6号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。) 又は第9号の規定のいずれかに違反する行為

#### 附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成16年10月7日公安委員会規則第8号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 平成16年10月16日  
(2) [略]  
(3) [前略] 第5条中茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則別表の改正規定 (

「

茨城県立里美野外活動センター	久慈郡里美村
----------------	--------

」を

「

茨城県立里美野外活動センター	常陸太田市
----------------	-------

」に改める部分及び

「

水府海洋センター	久慈郡水府村
----------	--------

」を

「

常陸太田市水府海洋センター	常陸太田市
---------------	-------

」に改める部分に限る。)

平成16年12月1日

#### 附 則 (平成17年1月13日公安委員会規則第1号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1)・(2) [略]  
(3) [前略] 第15条中茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例施行規則の改正規定 (別表中「稲敷郡桜川村」を「稲敷市」に改める部分に限る。) 平成17年3月22日  
(4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月28日

#### 附 則 (平成17年7月28日公安委員会規則第10号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) [略]  
(2) [前略] 第18条の規定 平成17年9月2日  
(3) [前略] 第19条〔中略〕の規定 平成17年9月12日  
(4)・(5) [略]

附 則 (平成17年12月8日公安委員会規則第14号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) [前略] 第18条 [中略] の規定 平成18年1月1日
- (2) [前略] 第19条 [中略] の規定 平成18年2月20日
- (3) [前略] 第20条 [中略] の規定 平成18年3月19日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月27日

附 則 (平成20年1月31日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年6月4日公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日公安委員会規則第9号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成31年4月18日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月29日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年2月12日公安委員会規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。  
3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年1月25日公安委員会規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

種類	名称	位置
県の施設	茨城県立青少年会館 茨城県立里美野外活動センター	水戸市 常陸太田市

茨城県立白浜少年自然の家	行方市
茨城県立中央青年の家	土浦市
茨城県立さしま少年自然の家	猿島郡境町
水戸市少年自然の家	水戸市
水戸市勤労青少年ホーム	水戸市
茨城町立青少年共同宿泊研修所	東茨城郡茨城町
笠間市岩間海洋センター	笠間市
ひたちなか市那珂湊勤労青少年ホーム	ひたちなか市
ひたちなか市勝田勤労青少年ホーム	ひたちなか市
常陸大宮市御前山青少年旅行村	常陸大宮市
常陸太田市水府海洋センター	常陸太田市
日立市会瀬青少年の家	日立市
日立市勤労青少年ホーム	日立市
高萩市勤労青少年ホーム	高萩市
北茨城市立茜平青少年の家	北茨城市
北茨城市B & G海洋センター	北茨城市
行方市玉造B & G海洋センター	行方市
土浦市青少年の家	土浦市
土浦市勤労青少年ホーム	土浦市
かすみがうら市勤労青少年ホーム	かすみがうら市
かすみがうら市千代田B & G海洋センター	かすみがうら市
石岡市勤労青少年ホーム	石岡市
石岡海洋センター	石岡市
小美玉市小川B & G海洋センター	小美玉市
小美玉市玉里B & G海洋センター	小美玉市
下妻ふるさと博物館	下妻市
下妻市勤労青少年ホーム	下妻市
八千代海洋センター	結城市八千代町
結城市勤労青少年ホーム	結城市
常総市青少年の家	常総市
常総市勤労青少年ホーム	常総市
古河歴史博物館	古河市
古河市古河勤労青少年ホーム	古河市
古河市総和勤労青少年ホーム	古河市
境町勤労青少年ホーム	猿島郡境町
五霞町B & G海洋センター	猿島郡五霞町
取手市勤労青少年ホーム	取手市

## 別記様式第1号（第3条関係）

		※受理 年月日	※受理 番号		
自動販売機による利用カード等の販売届出書					
茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第5条第1項の規定により届出をします。					
年　月　日					
茨城県公安委員会 殿					
届出者 住 所					
氏名又は名称					
自動販売機により利用カード等を販売しようとする者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	年　月　日生			
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	都道府県	市 郡	町 村	番地 番号 (電話番号)
自動販売機の名称、型式及び製造番号	名 称				
	型 式				
	製 造 番 号				
自動販売機の設置場所		都道府県	市 郡	町 村	番地 番号
販売開始予定年月日		年　月　日			
利用カード等により役務の提供を受けることができる営業所(事務所)の名称(呼称)及び所在地(無店舗型にあっては届出事務所の所在地)	名 称 (呼 称)	店舗型 無店舗型(ツーショットダイヤル方式・伝言ダイヤル方式) その他の方式( )			
	所 在 地	都道府県	市 郡	町 村	番地 番号 (ビル・マンション) 階　号室
自動販売機の設置場所の提供者	氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)				
	住 所	都道府県	市 郡	町 村	番地 番号 (電話番号)

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。  
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 3 「名称(呼称)」欄には、無店舗型営業にあっては、広告又は宣伝をする場合に使用する呼称(当該呼称が2以上ある場合にあっては、それらの全部の呼称)を記載すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第2号（第5条関係）

		※受 理 年月日		※受 理 番 号	
<b>自動販売機による利用カード等の販売の廃止届出書</b>					
茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第5条第2項の規定により届出をします。					
年 月 日					
茨城県公安委員会 殿					
住 所					
届出者					
氏名又は名称					
自動販売機により利 用カード等を販売す る者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	年 月 日生			
	住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	都道 府県	市 郡	町 村	番地 丁目 番 号 (電話番号 )
利用カード等により 役務の提供を受ける ことができる営業所 (事務所) の名称(呼 称) 及び所在地	名 称 (呼 称)				
	所 在 地	都道 府県	市 郡	町 村	番地 丁目 番 号 (ビル・マンション) 階 号室
自動販売機設置場所		都道 府県	市 郡	町 村	番地 丁目 番 号
自動販売機設置の廃止年月日		年 月 日			
販 売 廃 止 の 事 由					

備考 1 ※印の欄には記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第3号（第5条関係）

※受理 年月日		※受理 番号	
------------	--	-----------	--

## 自動販売機による利用カード等の販売届出事項の変更届出書

茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第5条第2項の規定により届出をします。

年　月　日

茨城県公安委員会 殿

届出者 住 所  
氏名又は名称

自動販売機により利用カード等を販売する者		(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	年　月　日生				
		住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	都道府県	市 郡 (電話番号)	町 村	丁目	番地 番号
利用カード等により役務の提供を受ける営業所(事務所)の名称(呼称)及び所在地		名 称 (呼 称)					
		所 在 地	都道府県	市 郡 (ビル・マンション)	町 村	丁目 階	番地 番号室
自動販売機設置場所			都道府県	市 郡	町 村	丁目	番地 番号
変 更 年 月 日			年　月　日				
変 更 の 内 容	新						
	旧						
変 更 の 事 由							

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。  
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第4号（第7条関係）

※受理 年月日		※受理 番号	
------------	--	-----------	--

## 利用カード等の販売届出書

茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第6条第1項の規定により届出をします。

年　月　日

茨城県公安委員会 殿

住 所

届出者

氏名又は名称

利用カード等を販売しようとする者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	年　月　日生				
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	都道府県	市 郡	町 村	丁目	番 号 (電話番号)
販 売 所 の 名 称						
販 売 所 の 所 在 地		都道府県	市 郡	町 村	丁目	番 号 番地
販 売 開 始 予 定 年 月 日		年　月　日				
利用カード等により役務の提供を受けることができる営業所(事務所)の名称(呼称)及び所在地(無店舗型にあっては届出事務所の所在地)	名 称 (呼 称)	店舗型 無店舗型(ツーショットダイヤル方式・伝言ダイヤル方式) その他の方 ( )				
	所 在 地	都道府県	市 郡	町 村	丁目	番 号 (ビル・マンション) 階 号室
販売所設置場所の提供者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)					
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	都道府県	市 郡	町 村	丁目	番 号 (電話番号)

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。  
 2 「名称(呼称)」欄には、店舗型営業につき、広告又は宣伝をする場合に使用する呼称(当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称)を記載すること。  
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第5号（第9条関係）

		※受 理 年月日		※受 理 番 号	
利用カード等の販売の廃止届出書					
茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第6条第2項の規定により届出をします。					
年 月 日					
茨城県公安委員会 殿 住 所 届出者 氏名又は名称					
利用カード等を販売する者	(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	年 月 日生			
	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	都道 府県	市 郡	町 村	番地 丁目 番号 (電話番号)
利用カード等により役務の提供を受けることができる営業所(事務所)の名称(呼称)及び所在地	名 称 (呼 称)				
	所 在 地	都道 府県	市 郡	町 村	番地 丁目 番号 (ビル・マンション) 階 号室
利 用 カ ー ド 等 販 売 所 の 所 在 地		都道 府県	市 郡	町 村	番地 丁目 番号
販 売 廃 止 年 月 日					
販 売 廃 止 の 事 由					

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号（第9条関係）

※受理 年月日		※受理 番号	
------------	--	-----------	--

### 利用カード等の販売届出事項の変更届出書

茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例第6条第2項の規定により届出をします。

茨城県公安委員会 殿

年 月 日

届出者 住 所  
氏名又は名称

利用カード等を販売する者		(ふりがな) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	年 月 日生					
		住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	都道府県	市 郡	町 村	丁目	番 号	番地 (電話番号)
利用カード等により役務の提供を受けることができる営業所(事務所)の名称(呼称)及び所在地		名 称 (呼 称)						
		所在 地	都道府県	市 郡	町 村	丁目	番 号	番地
利 用 カ ー ド 等 販 売 所								
変 更 年 月 日				年 月 日				
変 更 の 内 容	新							
	旧							
変 更 の 事 由								

- 備考 1 ※印の欄には記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第7号（第6条関係）

この表示は、茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例の規定により定められたものです。		
自動販売機の設置場所		
利 用 カ ー ド 等 販 売 者	氏名又は名称	
	住 所	
	連絡先の電話番号	
青少年（18歳未満）の方はこの利用カード等を購入したり、テレホンクラブ営業を利用することができます。		

備考 大きさは、おおむね縦15cm横10cmとする。

別記様式第8号（第10条関係）

この表示は、茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例の規定により定められたものです。		
販 売 所 の 所 在 地		
利 用 カ ー ド 等 販 售 著	氏名又は名称	
	住 所	
青少年（18歳未満）の方はこの利用カード等を購入したり、テレホンクラブ営業を利用することができません。		

備考 大きさは、おおむね縦15cm横10cmとする。